

確認事務の委託の手續等に関する事務処理要領について（例規通達）

平成17年 5 月30日

佐本交指発第67号

改正 平成19年 9 月佐本交指発第165号、21年 3 月佐本務発第259号、28年 3 月佐本務発第29号、令和元年12月佐本務発第1223号、3 年 3 月第288号

この度、確認事務の委託の手續等に関する事務処理要領を制定し、6 月 1 日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

記

目次

- 第 1 趣旨
- 第 2 定義
- 第 3 各種申請に必要な添付書類等
- 第 4 手数料の徴収
- 第 5 各種申請があった場合の措置
- 第 6 登録申請関係事務
- 第 7 登録、適合命令及び登録の取消し
- 第 8 報告及び検査
- 第 9 駐車監視員資格者講習関係事務
- 第10 駐車監視員資格者証交付関係事務
- 第11 関係書類の保存

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第 3 条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）その他別に定めがあるもののほか、確認事務の委託の手續等に関する事務処理要領について必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

1 登録申請

委託規則第 2 条の規定による申請をいう。

2 駐車監視員資格者講習

公安委員会が、放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う法第51条の13第1項第1号イに規定する講習をいう。

3 認定

法第51条の13第1項第1号ロの規定により公安委員会が放置車両の確認等に関し駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認めることをいう。

4 駐車監視員資格者証交付申請

委託規則第11条の規定による申請をいう。

5 駐車監視員資格者証書換え交付及び再交付申請委託規則第13条第1項及び第2項の規定による申請をいう。

第3 各種申請に必要な添付書類等

各種申請に必要な添付書類等は、別表第1に規定するとおりとする。

第4 手数料の徴収

1 手数料の徴収

交通指導課長は、次に掲げる申請（駐車監視員資格者講習受講申込みを含む。）を受理するに当たっては、佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）第2条の規定により、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれに定める手数料を納付させるものとする。

- (1) 登録申請 放置車両確認事務法人登録手数料
- (2) 駐車監視員資格者証交付申請 駐車監視員資格者証交付手数料
- (3) 駐車監視員資格者講習受講 放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習手数料
- (4) 駐車監視員資格者認定申請 駐車監視員資格者認定手数料
- (5) 駐車監視員資格者証書換え交付申請 駐車監視員資格者証書換え交付手数料
- (6) 駐車監視員資格者証再交付申請 駐車監視員資格者証再交付手数料

2 徴収方法

1に掲げる手数料は、佐賀県証紙条例（昭和39年佐賀県条例第19号）第2条の規定により、佐賀県証紙により納付させ徴収するものとする。

第5 各種申請があった場合の措置

確認事務の委託の手続等に関する各種申請については、交通指導課において受理するものとし、受理に当たっては、次により処理するものとする。

- 1 各種申請書の提出があった場合は、記載漏れの有無及び添付書類の有無等形式上の要件について確認すること。
- 2 登録申請、駐車監視員資格者講習受講申込み、認定申請又は駐車監視員資格者証交付申請を受理するに当たっては、申請者に対し、登録又は駐車監視員資格者証交付の欠格要件を説明し、これを了知させること。
- 3 1の規定による確認の結果、形式上の要件に適合しないと認められる場合は、速やかに、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定により補正を求めること。
- 4 1の規定による確認の結果、形式上の要件に適合すると認められる場合は、第4に定めるところにより手数料を納付させた上、これを受理すること。

第6 登録申請関係事務

交通指導課長は、登録申請関係事務については、次により処理するものとする。

1 登録申請の受理

- (1) 登録申請書（様式第1号）の提出があった場合は、当該申請書の記載漏れの有無及び添付書類の有無等形式上の要件について確認すること。
- (2) (1)の規定による確認の結果、形式上の要件に適合しないと認められる場合は、速やかに、行政手続法第7条の規定により補正を求めること。
- (3) (1)の規定による確認の結果、形式上の要件に適合すると認められる場合は、第4に定めるところにより手数料を納付させた上、これを受理すること。
- (4) (3)の規定により登録申請を受理した場合は、登録申請受理簿（様式第2号）及び確認事務法人登録申請手数料徴収簿（様式第3号）に所定事項を記載すること。

2 登録申請の審査

登録申請を受理したときは、法第51条の8第3項第各号のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書（様式第4号）による書面審査及び次により厳格な審査を行うものとする。

(1) 法人審査

ア 法人の実在性は、定款若しくは寄付行為及び登録事項証明書又はこれらに準ずるものにより書面審査を行うこと。

イ 第1号関係

法第51条の8第3項第1号に該当するか否かについては、登録簿（様式第5号）を確認することにより審査を行うこと。

(2) 役員審査

法第51条の8第3項第2号に規定する役員の審査は、役員名簿（様式第6号）に記載された役員について行うものとする。

ア 第2号イ関係

法第51条の8第3項第2号イに該当するか否かについては、本籍地の市区町村長に対して（外国人については、居住地の市区町村長に対して）身上調査照会書（様式第7号）により照会を行い、回答を求めた身上調査照会回答書（様式第8号）により書面審査を行うこと。

イ 第2号ロ関係

法第51条の8第3項第2号ロに該当するか否かについては、日本人の場合はアの身上調査照会回答書により、外国人の場合は昭和以降の出生者にあつては佐賀地方検察庁に、大正以前の出生者にあつては東京地方検察庁に対して、前科調査について（照会）（様式第9号）により照会を行い回答を求めた前科調査について（回答）（様式第10号）により書面審査を行うこと。

ウ 第2号ハ関係

法第51条の8第3項第2号ハに該当するか否かについては、次に掲げる者のいずれかに該当する者ではないかについて、組織犯罪対策課長へ暴力団員照会を実施することにより行い、対象者が暴力団員等である旨の回答を得た場合においては、当該対象者に係る情報のほか、必要に応じ家族又は知人等に対する聞き込み調査を行うこと。

（ア） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）

（イ） 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（法第51条の8第3項第2号ハに該当しないと認める特段の事情がある者を除く。）

（ウ） 暴力団以外の犯罪組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められるもの

（エ） 過去10年間に暴力的不法行為等（委託規則第3条）を行ったことがある者で、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められるもの

エ 第2号ニ関係

法第51条の8第3項第2号ニに該当するか否かについても、ウの暴力団員照会の際、暴対法第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者である旨の回答を得た場合に、組織犯罪対策課長に当該対象者に係る情報について照会を行うこと。

オ 第2号ホ関係

法第51条の8第3項第2号ホに該当するか否かについては、医師の診断書（様式第11号）により書面審査を行うこと。この場合において、診断書の内容の不明部分については、当該診断書を発行した医師に対して照会を行うほか、必要に応じ面接調査、家族又は知人等に対する聞き込み調査によって確認を行い、更に不審点があれば専門医への診断を求め、その結果を踏まえて判断すること。

カ 第2号ヘ関係

法第51条の8第3項第2号ヘに該当するか否かについては、オに準じて書面審査等を行うものとする。

(3) 登録基準

ア 第1号関係

法第51条の8第4項第1号の確認は、誓約書（様式第12号）により書面審査を行い、必要がある場合には実地調査を行うこと。

イ 第2号関係

法第51条の8第4項第2号の確認は、申請法人が現に保有している駐車監視員資格者証保有者の駐車監視員資格者証の写しを最低2名分提出させることにより書面審査を行い、必要がある場合には聞き取り調査を行うこと。

ウ 第3号関係

法第51条の8第4項第3号の確認は、登録事項証明書又はこれに準ずるものにより書面審査を行い、必要がある場合には実地調査を行うこと。

第7 登録、適合命令及び登録の取消し

交通指導課長は、登録、適合命令及び登録の取消しについては、次により処理するものとする。

1 登録

(1) 登録申請の上申

登録申請を受理し、必要な審査を行ったときは、速やかに公安委員会に上申しなければならない。

(2) 登録簿への登載

上申に係る登録申請について登録が決定されたときは、登録簿（様式第5号）に登録番号、法人名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び登録年月日を記載すること。

2 登録に係る審査結果の通知

上申に係る登録申請についてその決定を受けたときは、申請者に対し、登録することとしたものについては登録通知書（様式第13号）を、登録しないこととしたものについては登録申請に関する通知書（様式第14号）を交付することにより審査した結果の通知を行うこと。

3 適合命令

(1) 登録を受けた法人（以下「登録法人」という。）が法第51条の8第4項各号に定める登録基準のいずれかに適合しなくなった旨を認知した場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の必要性等を考慮して、当該事実に応じた必要な措置を命ずる必要があると認めるときは、公安委員会に上申しなければならない。

(2) 適合命令を行おうとするときは、行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）において定めるところにより弁明の機会の付与を行うこと。

(3) 適合命令が決定されたときは、措置命令書（様式第15号）により、その登録法人に対し必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

4 登録の取消し

(1) 登録法人が法第51条の10各号のいずれかに該当することを認知した場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否・是正の見込み、再発のおそれ、当該法人においてとられた再発防止措置その他諸般の事情について厳格な審査を行い、登録の取消しが必要と認められたときは、公安委員会に上申しなければならない。

(2) 登録の取消しを行おうとするときは、行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則において定めるところにより聴聞を行うこと。

(3) 登録の取消しが決定されたときは、当該法人に対し登録取消処分通知書（様式第16号）を交付することにより、通知するものとする。

(4) 登録取消処分通知書に理由を記載する場合は、法第51条の10のいずれの号に該

当するものであるか（同条第1号に該当することを理由として登録の取消しを行うときは、法第51条の8第3項第2号イからへのいずれに該当するに至ったものであるかを、法第51条の10第4号に該当することを理由として登録の取消しを行うときは、法第51条の12第2項から第4項までの規定のいずれに違反したものであるかを含む。）及びその号に該当すると認めた事実を具体的に記載すること。

(5) 登録取消処分通知書を交付した場合には、登録簿（様式第5号）に必要事項を追記すること。

(6) 登録を取り消した場合には、警察庁及び他の都道府県警察に対し、道路交通法第51条の10の規定に基づく登録の取消しについて（通報）（様式第17号）により、速やかにその旨を通報すること。

また、他の都道府県警察から登録の取消しに関する通報書の送付を受けた場合には、確実に登録簿（様式第5号）に編綴し、登録申請の審査の資料とすること。

第8 報告及び検査

交通指導課長は、報告若しくは資料の提出要求又は立入検査については、次により行うものとする。

1 報告又は資料の提出要求

(1) 法第51条の11第1項の規定により、登録法人に対しその業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書（様式第18号）を交付して行うものとする。

(2) 報告又は資料の提出を受けるに当たっては、当該登録法人から報告・資料提出書（様式第19号）を徴するものとする。

2 立入検査

(1) 立入検査を行う者の指定

立入検査を行う警察職員として、交通指導課の警察職員及び警察署において駐車対策の分掌事務を所掌する課の警察職員を原則として指定する。

(2) 立入検査の報告

立入検査を実施したときは、速やかに、立入検査実施結果報告書（様式第20号）により交通指導課長に報告すること。

(3) 立入検査実施上の留意事項

ア 立入検査の実施に当たっては、その必要性を吟味し、法の目的と関係ない事項に及ばないように、また、相手方に無用の負担をかけることがないように配慮する

こと。

イ 佐賀県公安委員会の管轄区域内における登録の適正を図るため、他の都道府県警察の管轄区域内に所在する事務所について立入検査の必要がある場合には、当該他の都道府県警察と緊密な連絡を行うこと。

ウ 立入検査に従事する警察職員は、事前に関係法令の研さんに努め、立入検査の円滑かつ効果的な実施を図ること。

エ 立入検査は、原則として昼間に実施すること。

オ 立入検査は、登録法人の責任者又はこれに代わるべき者の立会いの下に実施すること。

カ 立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票として警察手帳又は佐賀県警察職員身分証明書を携帯し、関係者の請求に応じ、これを提示すること。

第9 駐車監視員資格者講習関係事務

交通指導課長は、駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）については、次により行うものとする。

1 講習の公示

講習を行おうとするときは、講習日の30日前までに委託規則第6条の規定による公示を行うほか、ホームページへの掲載等広く広報を行うとともに、事前に受託（登録）希望を有する法人の把握に努め、関係団体等を通じて公示事項の周知を図ること。

2 事前準備

(1) 講習責任者の選任

講習の円滑かつ効果的な運用を図るため、次の事務を行う講習責任者を選任するものとし、原則として警部以上の階級にある警察官をもって充てること。

ア 講習計画の作成に関すること。

イ 講習の実施の管理に関すること。

ウ 修了考査の可否の判定に関すること。

エ 警察庁及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること。

(2) 講習計画の作成等

ア 講習の実施に当たっては、あらかじめ次の事項に留意し、講習計画を作成すること。

（ア） 講習細目が、習得すべき知識の順序、難易等を考慮して、受講者が理解

しやすいように配列されていること。

(イ) 講習細目ごとに所要時間、講師の氏名、講習補助要員の員数、使用する教材等並びに配置すべき視聴覚教材の種類及び数等が示されていること。

イ 講習細目、講習時間の配分等は、「駐車監視員資格者講習実施細目基準」（別表第2）に準拠すること。

ウ 講師は、講習項目に応じて、知識経験及び教育能力において十分な適格性を有する者をもって充てること。

エ 講習において使用する教材等は、講習用に作成されたテキスト又は視聴覚教材等を活用すること。

3 講習受講申込みの受理及び講習受講票の交付

(1) 駐車監視員資格者講習受講申込書（様式第21号）の提出があった場合は、当該申込書の記載漏れの有無及び添付書類の有無等形式上の要件について確認するとともに、当該講習受講申込者に対し、当該申込書の裏面に記載している注意事項（駐車監視員資格者証交付の欠格要件）を説明し、これを了知させること。

(2) (1)の規定による確認の結果、形式上の要件に適合しないと認められる場合は、速やかに、行政手続法第7条の規定により補正を求めること。

(3) (1)の規定による確認の結果、形式上の要件に適合すると認められる場合は、第4に定めるところにより手数料を納付させた上、これを受理すること。

(4) (3)の規定により、講習受講申込みを受理した場合は、駐車監視員資格者講習受講申込受理簿（様式第22号）及び駐車監視員資格者講習受講手数料徴収簿（様式第23号）に所定事項を記載するとともに、駐車監視員資格者講習受講票（様式第24号）を作成し、申請者に交付すること。

4 出席状況の確認

講習を実施する場合は、駐車監視員資格者講習出席・合格者名簿（様式第25号）を作成し、受講実施期間中、受講者の出席状況を確認しなければならない。

5 講習の実施

(1) 講習は、講習計画に従い適切かつ効果的に実施すること。

(2) 講習は、ビデオ、スライド等視聴覚教材を積極的に活用し、より講習効果の高いものとする。

(3) 講習補助員は、資料の配付、視聴覚教材の設置及び操作、受講者の対応その他講師の指示に従い、講習を補助すること。

6 駐車監視員資格者講習修了考査（以下「修了考査」という。）の実施

- (1) 修了考査は、講習の最終日に、駐車監視員資格者講習における修了考査の実施基準（別記）により実施すること。
- (2) 修了考査を実施した場合は、駐車監視員資格者講習出席・合格者名簿（様式第25号）及び駐車監視員資格者講習実施結果表（様式第26号）を作成すること。

7 駐車監視員資格者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付

- (1) 修了考査合格者については、速やかに、駐車監視員資格者講習修了証明書（委託規則別記様式第1号）を交付すること。
- (2) 修了証明書の交付に当たっては、駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）交付・再交付簿（様式第27号）に所定事項を記載して交付すること。

なお、その際、修了証明書は講習を修了した証明であって、駐車監視員資格を証するものでないことを説明するとともに、駐車監視員資格者証交付申請手続について教示すること。

8 修了証明書の再交付

- (1) 駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書（様式第28号）の提出があった場合は、当該申請書の記載漏れの有無等形式上の要件について確認すること。
- (2) (1)の規定による確認の結果、形式上の要件に適合しないと認められる場合は、行政手続法第7条の規定により補正を求めること。
- (3) (1)の規定による確認の結果、形式上の要件に適合すると認められる場合は、これを受理すること。
- (4) (3)の規定により、駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書を受理した場合は、駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）交付・再交付簿（様式第27号）に所定事項を記載するとともに、新たな修了証明書を作成し、申請者に交付すること。
- (5) 修了証明書の再交付に当たっては、亡失した修了証明書を発見した場合には速やかに返納するよう指導すること。

9 駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定

- (1) 認定申請書（様式第29号）の提出があった場合は、当該申請書の記載漏れの有無及び添付書類の有無等形式上の要件について確認するとともに、当該申請者に対し、駐車監視員資格者証交付の欠格要件を説明し、これを了知させること。

- (2) (1)の規定による確認の結果、形式上の要件に適合しないと認められる場合は、速やかに、行政手続法第7条の規定により補正を求めること。
- (3) (1)の規定による確認の結果、形式上の要件に適合すると認められる場合は、第4に定めるところにより手数料を納付させた上、これを受理すること。
- (4) (3)の規定により、認定申請を受理した場合は、認定申請受理・認定審査結果簿（様式第30号）及び駐車監視員資格者認定申請手数料徴収簿（様式第31号）に所定事項を記載するとともに、駐車監視員資格者認定審査受験票（様式第32号）を作成し、申請者に交付すること。
- (5) 駐車監視員資格者認定審査は、駐車監視員資格者講習修了審査の要領に準じて実施すること。
- (6) 駐車監視員資格者認定審査を実施した場合は、認定申請受理・認定審査結果簿（様式第30号）及び駐車監視員資格者認定審査実施結果表（様式第33号）に必要事項を記載すること。
- (7) 認定書（委託規則別記様式第2号）の交付に当たっては7の規定に準じて行い、再交付に当たっては8の規定に準じて行うこと。

第10 駐車監視員資格者証交付関係事務

交通指導課長は、駐車監視員資格者証交付関係事務については、次により処理するものとする。

1 駐車監視員資格者証交付申請の受理

- (1) 駐車監視員資格者証交付申請書（様式第34号）の提出があった場合は、当該申請書の記載漏れの有無及び添付書類の有無等形式上の要件について確認すること。
- (2) (1)の規定による確認の結果、形式上の要件に適合しないと認められる場合は、速やかに、行政手続法第7条の規定により補正を求めること。
- (3) (1)の規定による確認の結果、形式上の要件に適合すると認められる場合は、第4に定めるところにより手数料を納付させた上、これを受理すること。

また、申請者が郵送による交付を希望する場合は、当該郵送に要する郵便切手の提出を求め、これを受領すること。

- (4) (3)の規定により、駐車監視員資格者証交付申請を受理した場合は、駐車監視員資格者証交付関係申請受理簿（様式第35号）及び駐車監視員資格者証交付関係申請手数料徴収簿（様式第36号）に所定事項を記載すること。

2 駐車監視員資格者証交付の欠格要件の審査

駐車監視員資格者証交付申請を受理したときは、法第51条の13第1項第2号に規定する駐車監視員資格者証交付の欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書（様式第37号）による書面審査及び次により厳格な審査を行うものとする。

- (1) 法第51条の13第1項第2号イに該当するか否かについては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）により書面審査を行うこと。
- (2) 法第51条の13第1項第2号ロに該当するか否かについては、第6の2の規定に準じて書面審査等を行うこと。
- (3) 法第51条の13第1項第2号ハに該当するか否かについては、駐車監視員資格者証交付者名簿（様式第38号）を確認することにより審査を行うこと。

3 駐車監視員資格者証の交付等

- (1) 2の審査等により、欠格要件に該当しない場合は、駐車監視員資格者証交付者名簿（様式第38号）に所定事項を記載して駐車監視員資格者証（委託規則別記様式第3号）を交付すること。
- (2) 2の審査等を行った結果、申請者が欠格要件に該当し、駐車監視員資格者証の交付の拒否を決定したときは、申請者に対し、駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書（様式第39号）を交付することにより通知を行うこと。

4 駐車監視員資格者証書換え交付及び再交付

(1) 書換え交付

ア 駐車監視員資格者証書換え交付申請書（様式第40号）の提出があった場合は、書換えの事実を確認するに足る資料として、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）、運転免許証その他の提示又は提出を求め、当該申請書の記載漏れの有無等形式上の要件を確認すること。

イ アの規定による確認の結果、形式上の要件に適合しないと認められる場合は、速やかに、行政手続法第7条の規定により補正を求めること。

ウ アの規定による確認の結果、形式上の要件に適合すると認められる場合は、第4に定めるところにより手数料を納付させた上、これを受理すること。

また、申請者が郵送による交付を希望する場合は、当該郵送に要する郵便切手

の提出を求め、これを受領すること。

エ ウの規定により、駐車監視員資格者証書換え交付申請を受理した場合は、駐車監視員資格者証交付関係申請受理簿（様式第35号）及び駐車監視員資格者証交付関係手数料徴収簿（様式第36号）に所定事項を記載するとともに、新たな資格者証を作成し、申請者に交付すること。

オ 変更前の駐車監視員資格者証は、申請者から提出を受け、確実に廃棄すること。

カ 駐車監視員資格者証の書換え交付を行った場合には、確実に駐車監視員資格者証交付者名簿（様式第38号）に必要事項を追記すること。

(2) 再交付

ア 駐車監視員資格者証再交付申請書（様式第41号）の提出があった場合は、当該申請書の記載漏れの有無及び添付書類の有無等形式上の要件について確認すること。

イ アの規定による確認の結果、形式上の要件に適合しないと認められる場合は、速やかに、行政手続法第7条の規定により補正を求めること。

ウ アの規定による確認の結果、形式上の要件に適合すると認められる場合は、第4に定めるところにより手数料を納付させた上、これを受理すること。

また、申請者が郵送による交付を希望する場合は、当該郵送に要する郵便切手の提出を求め、これを受領すること。

エ ウの規定により、駐車監視員資格者証再交付申請書を受理した場合は、駐車監視員資格者証交付関係申請受理簿（様式第35号）及び駐車監視員資格者証交付関係手数料徴収簿（様式第36号）に所定事項を記載するとともに、新たな資格者証を作成し、申請者に交付すること。

オ 駐車監視員資格者証の再交付を行った場合には、駐車監視員資格者証交付者名簿（様式第38号）に必要事項を追記すること。

カ 駐車監視員資格者証の再交付に当たっては、申請者に対し、亡失した駐車監視員資格者証を発見した場合には、速やかに返納するよう指導すること。

5 駐車監視員資格者証の返納命令

(1) 駐車監視員資格者証の交付を受けた者が、法第51条の13第2項各号のいずれかに該当することを認知した場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否・是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案し、返納命令を行

う必要があると認められたときは、交通部長に上申しなければならない。

- (2) 駐車監視員資格者証の返納命令を行おうとするときは、行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則において定めるところにより聴聞を行うこと。
- (3) 返納命令が決定されたときは、駐車監視員資格者証返納命令書（様式第42号）を対象者に交付すること。
- (4) 返納命令書に理由を記載する場合には、法第51条の13第2項のいずれの号に該当するものであるか（同項第1号に該当することを理由として返納命令を行うときは、法第51条の8第3項第2号イからへのいずれに該当するに至ったものであるかを含む。）及びその号に該当すると認めた事実を具体的に記載すること。
- (5) 返納命令書を交付した場合には、駐車監視員資格者証交付者名簿（様式第38号）に必要事項を追記し、また、実際に返納を受けた場合には、その旨追記すること。
- (6) 法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当することを理由として、返納命令を行った場合には、警察庁及び他の都道府県警察に対し、道路交通法第51条の13第2項の規定に基づく返納命令について（通報）（様式第43号）により、速やかにその旨を通報すること。

また、他の都道府県警察から返納命令に関する通報書の送付を受けた場合には、確実に駐車監視員資格者証交付者名簿（様式第38号）に編綴し、駐車監視員資格者証交付申請の審査の資料とすること。

第11 関係書類の保存

交通指導課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
登録簿	登録申請受理簿	5年
	登録簿	
	他の都道府県から送付を受けた登録の	
	取消しに関する通報書	
登録申請簿	登録申請書	
	誓約書（様式第4号）	
	役員名簿	
	身上調査照会回答書	

	前科調査について（回答）	
	診断書	
	誓約書（様式第12号）	
確認事務法人登録申請手数料徴収簿	確認事務法人登録申請手数料徴収簿	
報告・資料提出要求、立入検査簿	報告・資料提出要求書（写し） 報告・資料提出書 立入実施結果報告書	3年
駐車監視員資格者講習受講申込受理簿	駐車監視員資格者講習受講申込受理簿 駐車監視員資格者講習受講申込書	1年
駐車監視員資格者講習実施簿	駐車監視員資格者講習出席・合格者名簿 駐車監視員資格者講習実施結果表	
駐車監視員資格者講習受講手数料徴収簿（様式第23号）	駐車監視員資格者講習受講手数料徴収簿	5年
駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）交付・再交付簿	駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）交付・再交付簿 駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書	1年
認定申請受理・認定審査結果簿	認定申請書 駐車監視員資格者認定審査実施結果表 職歴証明書等	
駐車監視員資格者認定申請手数料徴収簿	駐車監視員資格者認定申請手数料徴収簿	5年
駐車監視員資格者証交付関係申請受理簿	駐車監視員資格者証交付関係申請受理簿	1年
駐車監視員資格者証交付申請簿	駐車監視員資格者証交付申請書 駐車監視員資格者証書換え交付申請書 駐車監視員資格者証再交付申請書 診断書 誓約書（様式第37号） 駐車監視員資格者講習修了証明書	

	認定書	
駐車監視員資格者証交付関係申請手数料徴収簿	駐車監視員資格者証交付関係申請手数料徴収簿	5年
駐車監視員資格者証交付者名簿	駐車監視員資格者証交付者名簿 他の都道府県から送付を受けた返納命令に関する通報書	30年
確認事務関係申請受理・手数料徴収簿	登録申請書（写し）	5年
	認定申請書（写し）	
	駐車監視員資格者講習受講申込書（写し）	
	駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書（写し）	
	駐車監視員資格者証交付申請書（写し）	
	駐車監視員資格者証書換え交付申請書（写し） 駐車監視員資格者証再交付申請書（写し）	

別記（第9関係）

駐車監視員資格者講習における修了考査の実施基準

1 目的

この基準は、佐賀県公安委員会が、駐車監視員資格者講習において、修了考査を行うに際しての基準を定めるものとする。

2 修了考査の実施対象者

修了考査は、当該講習のすべての課程に出席した者について行うものとする。ただし、当該講習の課程のおおむね7分の5以上に出席した者で、残りの課程に出席できなかったことについて、病気、交通途絶、その他社会の慣習等からやむを得ない事情があるものについては、修了考査を受けることができるものとする。

3 修了考査の出題

- (1) 修了考査の出題は、正誤式問題50問とする。
- (2) 修了考査の出題要領については、別に定める「修了考査問題例」の中から選択す

るか、又はこれを参考として同程度の難易度の問題を作成して出題するものとし、出題の配分については、「駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準」（別表第3）に準拠して行うものとする。

(3) 修了考査問題例は、講習責任者が保管するものとし、関係者以外の者には閲覧させないよう、その取扱いには十分注意しなければならない。

(4) 配点は、1問につき2点とする。

4 修了考査の時間

修了考査の時間は、1時間とする。

5 出題用紙の回収

修了考査において配布した出題用紙は、確実に回収し、焼却処分をするなど問題の散逸防止を徹底すること。

6 修了考査の可否の判断基準

(1) 修了考査は、100点満点とし、その合格基準とする点数は、90点（正解率90%）以上とすること。ただし、修了考査において不正行為をした者は、その得点にかかわらず、不合格とするものとする。

(2) 採点した修了考査の点数は、公表しないものとする。

7 合格の取消し

(1) 不正な手段により合格を得た者がいるときは、合格を取り消すものとする。

(2) 合格を取り消したときは、その旨を公示するとともに、直ちに警察庁交通局交通企画課長に、取り消しを受けた者の氏名、本籍、住所及び修了証明書の番号を報告するものとする。

(3) 合格を取り消した者に対して修了証明書を交付しているときは、返納させるものとする。

8 合格の伝達

(1) 修了考査の可否を判定したときは、速やかに、受講者に判定結果を通知すること。

(2) 合格者に対しては、修了証明書を交付するものとする。

別表

様式一覧

様式第1号	登録申請書
様式第2号	登録申請受理簿

様式第3号	確認事務法人登録申請手数料徴収簿
様式第4号	誓約書
様式第5号	登録簿
様式第6号	役員名簿
様式第7号	身上調査照会書
様式第8号	身上調査照会回答書
様式第9号	前科調査について（照会）
様式第10号	前科調査について（回答）
様式第11号	診断書
様式第12号	誓約書
様式第13号	登録通知書
様式第14号	登録申請に関する通知書
様式第15号	措置命令書
様式第16号	登録取消処分通知書
様式第17号	道路交通法第51条の10の規定に基づく登録の取消しについて（通報）
様式第18号	報告・資料提出要求書
様式第19号	報告・資料提出書
様式第20号	立入検査実施結果報告書
様式第21号	駐車監視員資格者講習受講申込書
様式第22号	駐車監視員資格者講習受講申込受理簿
様式第23号	駐車監視員資格者講習受講手数料徴収簿
様式第24号	駐車監視員資格者講習受講票
様式第25号	駐車監視員資格者講習出席・合格者名簿
様式第26号	駐車監視員資格者講習実施結果表
様式第27号	駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）交付・再交付簿
様式第28号	駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書
様式第29号	認定申請書
様式第30号	認定申請受理・認定考查結果簿
様式第31号	駐車監視員資格者認定申請手数料徴収簿
様式第32号	駐車監視員資格者認定考查受検票
様式第33号	駐車監視員資格者認定考查実施結果表

様式第34号	駐車監視員資格者証交付申請書
様式第35号	駐車監視員資格者証交付関係申請受理簿
様式第36号	駐車監視員資格者証交付関係申請手数料徴収簿
様式第37号	誓約書
様式第38号	駐車監視員資格者証交付者名簿
様式第39号	駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書
様式第40号	駐車監視員資格者証書換え交付申請書
様式第41号	駐車監視員資格者証再交付申請書
様式第42号	駐車監視員資格者証返納命令書
様式第43号	道路交通法第51条の13第2項の規定に基づく返納命令について（通報）

別表第1（第3関係）

各種申請に必要な添付書類等

申請書	添付書類	定款・寄附行為（これらに代わる書類）	登記事項簿（様式第6号）	役員名簿（様式第4号）	登記事項（様式第1号）	誓約書（様式第1号）	診断書（様式第1号）	誓約書（様式第1号）	駐車監視員資格者証の写し（2名分）	事務所の所在地を証明する資料	誓約書（様式第37号）	職歴証明書	駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定	住民票の写し（住民基本台帳（昭和四十二年法律第八十一号）第七号に掲	住民票の写し（住民基本台帳（昭和四十二年法律第八十一号）第七号に掲
-----	------	--------------------	--------------	-------------	-------------	------------	------------	------------	-------------------	----------------	-------------	-------	---------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

													書	げる事項 (外国人であっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)	げる事項 (外国人であっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)又は自動車運転免許証等
登録申請書 (様式第1号)	法人	○	○	○		○		○	○	○					
	役員				○		○							○	

認定申請書（様式第29号）											○			
駐車監視員資格者証交付申請書（様式第34号）				○		○				○		○	○	
駐車監視員資格者証書換え交付申請書（様式第40号）														△

備考 △は、提示又は提出を求めること。

別表第2（第9の2関係）

駐車監視員資格者講習教授細目基準

【第一日目】

日	講習項目	教授細目	時間	教授目標
第一日	交通警察総説	駐車問題と交通警察	1時間	駐車問題を始めとする道路交通を取り巻く諸問題について、道路交通の現状・交通事故の現況・駐車問題の現状等を説明し、これに対処する交通警察の在り方を理解させる。
		交通警察の基礎知識		これまでの交通警察による総合的な駐車対策について、具体的事例を挙げて説明し、理解させる。
	新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	2時間	警察の責務と組織概要、交通警察の目的、交通安全対策の概要、道路交通法の目的と主な内容、道路交通関係行政について説明し、交通警察の基礎知識を理解させる。
				交通反則通告制度等の運転者責任の追及及び放置違反金納付命令等の使用者責任の追及のための手

				続き等について説明し、その仕組みを理解させる。 確認事務の委託の制度について説明し、理解させる。
		駐車監視員制度の概要		駐車監視員の仕事、駐車監視員資格者証制度、その義務等について説明し、駐車監視員制度を理解させる。
	放置車両の確認に必要な基礎知識	道路の基礎知識	2時間	道路の意義、分類等について説明し、理解させる。
		車両の基礎知識		車両の意義、分類等について説明し、理解させる。
交通規制の基礎知識		車両の番号標の意味、識別方法等について説明し、理解させる。 交通規制の意義、主体、方法、効力発生の要件等について説明し、理解させる。		
放置車両の確認に必要な基礎知識～前半	放置車両の意義	2時間	駐車監視員が確認することとなる「放置車両」についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。	
	駐車に関する道路交通法の規制		駐停車又は駐車を禁止する場所における違反駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制及び成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。	
			駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。	
小計			7時間	

【二日目】

日	講習項目	教授細目	時間	教授目標
第二日	放置車両の確認に必要な基礎知識～後半	放置車両の意義	2時間	駐車監視員が確認することとなる「放置車両」についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。
		駐車に関する道路交通法の規制		駐停車又は駐車を禁止する場所における違反駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制及び成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。
				駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。
	放置車両の確認等の実施要領等	放置車両の確認等の実施要領等	4時間	駐車監視員による放置車両の確認と標章取付けの実施要領について具体的に説明し、駐車監視員が行う事務について理解させる。
		放置車両確認時の留意事項		放置駐車確認時における相勤者との連携による交通安全確認要領等受傷事故防止について説明し、理解させる。
		誤りやすい違反種別の認定要領		個々の違反種別・違反態様ごとに確認事項、入力事項及び確認時の留意事項について図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。
	基本的心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	1時間	各種違反態様の想定事例に基づき、放置車両の確認を行うに際して、誤りやすい違反種別の認定要領を具体的に理解させる。
				駐車監視員に係る秘密保持義務、みなし公務員制度について説

				明するとともに、駐車監視員の仕事の社会的意義を説明して、その責任等について理解させる。
小計			7時間	

【三日目】（二日目から一定期間後）

日	講習項目	教授細目	時間	教授目標
第三日	修了考査	筆記試験 (正誤式50問)	1時間	講習修了1週間後に修了考査を実施して履修状況を考査することは、受講者に講習内容を復習する期間を与え、より講習効果を高めることを目的とする。(合格基準90%)
小計			1時間	

※ 講習時間合計 3日間(15時間)

別表第3(別記関係)

駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準

講習項目		講習細目	出題基準
1 交通警察総説		駐車問題と交通警察	3
		交通警察の基礎知識	
2 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要		違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	4
		駐車監視員制度の概要	3
3 放置車両の確認に必要な基礎知識		道路の基礎知識	2
		車両の基礎知識	2
		交通規制の基礎知識	2
4 放置車両の確認に必要な基礎知識		放置車両の意義	3
		駐車に関する道路交通法の規制	10
5 放置車両の確認等の要領等		放置車両の確認等の実施要領等	4
		受傷事故防止	1
		放置車両確認時の留意事項	10

	誤りやすい違反種別の認定要領	4
6 基本的心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	2
出題合計		50

様式については、搭載省略